

東京 2025 世界陸上競技選手権大会 興行中止保険に関する設計と組成の一括発注についての
幹事会社及び共同引受会社選定公募要領

1 事業名称

東京 2025 世界陸上競技選手権大会 興行中止保険に関する設計と組成の一括発注についての幹事会社及び共同引受会社選定(以下「本公募」という。)

2 事業概要等

2025 年に東京都で開催される東京 2025 世界陸上競技選手権大会（以下「本大会」という。）の開催準備及び開催期間中における本大会の全部又は一部の解約、延期、放棄に起因・関連する損失、損害等の費用に係る危険を補償するため、公益財団法人東京 2025 世界陸上財団（以下「当法人」という。）において興行中止保険の付保を検討している。

大規模国際イベントにおける興行中止保険については、元受けとなる保険者が単独で引き受けるのではなく、再保険を手配することが前提となると考えられるので、幹事会社は、保険の仕様詳細を設計する業務（再保険市場と対話を行い、再保険手配が行える補償内容で保険を設計すること）と、保険の組成を行う業務（再保険市場と対話を行い、保険の仕様詳細を満たせるように再保険手配を行うこと）を行う。

- ・ 開催基本計画（[開催基本計画リンク](#)）
- ・ 財政計画（[財政計画（第 6 回理事会資料）リンク](#)）
- ・ EOA（Event Organisation Agreement）（[EOA リンク](#)）

3 参加資格等

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

(1) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- イ 東京都競争入札参加有資格者指名停止等取扱要綱（平成 18 年 4 月 1 日付 17 財経総第 1543 号）に基づく指名停止期間中の者
- ウ 経営不振の状態（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項の更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項の再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等。ただし、当法人が経営不振の状態を脱したと認めた場合は除く。）にある者。
- エ 東京都契約関係暴力団等対策措置要綱（昭和 62 年 1 月 14 日付 61 財経庶第 922 号）第 5 条第 1 項の規定による排除措置期間中の者

オ 本公募に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がある者（東京都建設工事等競争入札参加資格登録事項にいう「関係する会社」に当たる者）。

なお、「関係する会社」の定義については、以下 URL に掲載されている「令和 5・6 年度東京都建設工事等競争入札参加資格審査申請の手引（随時申請用）」の P25～29 を参照すること。

URL：<https://www.e-procurement.metro.tokyo.lg.jp/html/shikakushinsa1/zuiji-tantai00.pdf>

- (2) 東京都競争入札参加有資格者名簿、全省庁統一資格名簿又は各省庁の競争入札参加資格有資格者名簿のいずれかに登録されていること
- (3) 保険業法（平成 7 年法律第 105 号）第 3 条第 5 項の損害保険業免許、同法第 185 条第 5 項の規定に基づく外国損害保険業免許又は同法第 219 条第 5 項の規定に基づく特定損害保険業免許を有するものであること。

4 主なスケジュール(予定)

2024 年 8 月 26 日（月） 公募開始
2024 年 9 月 2 日（月） 質問書の締切り
2024 年 9 月 6 日（金） 応募書類の受付開始
2024 年 9 月 13 日（金） 応募書類の提出締切り
2024 年 9 月下旬頃 審査委員会による審査
2024 年 10 月上旬頃 事業者決定・公表

5 注意事項及び当法人の興行中止保険加入検討の流れについて

(1) 目的

専門的かつ最新の知見を持ち、最も優秀な興行中止保険の提案を行うことのできる保険会社を最優秀事業者として選定する。

(2) 見積提出について

公募に際して当法人は保険の設計と組成を求めないため、応募書類の提出にあたって見積提出は不要（保険の手配時期・仕様詳細等については、本公募後に最優秀事業者と今後検討）

(3) 当法人の興行中止保険加入検討の流れについて

最優秀事業者に対しては、本公募後に最優秀事業者と当法人との間で秘密保持を含む別紙協定書による協定を締結したうえで、当法人から必要な情報を提供する。最優秀事業者は、興行中止保険の仕様詳細を設計、組成し（支払限度額、補償範囲、保険料等を含む）、当法人は設計、組成された興行中止保険について審査のうえで最終的な加入是非を判断する。

そのため、最優秀事業者による当法人への提案の結果、当該提案に係る興行中止保険の契約締結を行わない可能性がある。なお、当法人が当該提案に係る興行中止保険に加入する場合には、最優秀事業者は必ず当該保険の幹事会社になることとする。

(4) 共同引受会社について

共同引受会社については、公募順位に基づいて幹事会社より打診することを想定しているが、共同引受会社は辞退することもできる。また、保険の特性上共同引受会社を選定しないこともある。

(5) 費用について

当法人が最優秀事業者から提案された興行中止保険に加入する場合には最優秀事業者に対して保険料及び保険提案に要した費用の合算額を支払うが、最終的に当該提案に係る興行中止保険の契約締結を行わないこととなった場合は、当法人はこれらの保険料及び費用を含む一切の費用を支払わない。

6 公募申込に係る事項

(1) 公募の対象

本公募は、下記2つの事業者の選定を行うものであるため、応募申込時には注意すること。

ア 最優秀事業者（保険に加入する際の幹事会社）の選定

幹事会社として応募のあった事業者の中から、最優秀事業者を選定する。幹事会社に落選した場合に共同引受会社として参加する意思がある場合には、同時にイの選定にも参加することができることとし、この場合、応募申込書にてその旨の意思を表明すること。ただし、共同引受会社は幹事会社から打診があった際に辞退することも可とする。

イ 共同引受会社の選定

共同引受会社として応募のあった事業者の審査を行い、幹事会社から共同引受会社として打診を受ける可能性のある事業者を決定する

※ア、イともにその他の公募申込に係る事項は下記の通りとする。

(2) 公募期間

2024年8月26日（月）から2024年9月13日（金）まで

(3) 応募方法

ア 配布資料及び配布方法

当法人ホームページから資料をダウンロードすること。（郵送による配布は行わない。）

イ 応募書類の受付期間

2024年9月6日（金）から2024年9月13日（金）まで

ウ 応募書類の提出先

〒163-8001

東京都新宿区西新宿 2-8-1 東京都庁第一本庁舎 35 階北側
公益財団法人東京 2025 世界陸上財団 総務企画室総務部総務課
メールアドレス：insurance@WATokyo25.com

エ 提出書類

【応募時に必要な書類】

(ア)応募申込書（様式1）（Word形式）

(イ)誓約書（様式2）（Word形式）

(ウ)東京都の「令和5・6年度競争入札参加資格審査受付票」の写し

※全省庁統一資格名簿又は各省庁の競争入札参加資格有資格者名簿への登録のみの場合には、それがわかる書類（受付票等）

(エ)3（3）の免許を有することが確認できる書類

(オ)決算資料 ※外部格付、異常危険準備金積立率、ソルベンシー・マージン比率がわかる資料を含む。

(カ)興行中止保険引受体制説明資料（書式任意） ※内部体制がわかる資料とすること。

(キ)興行中止保険引受実績資料（書式任意） ※審査基準に照らして明示すること。

(ク)興行中止保険支払実績資料（書式任意） ※審査基準に照らして即応結果等を明示すること。

【審査委員会にて審査後、最優秀事業者のみ提出】

(ケ)定款又は寄付行為の写し（原本証明すること。）（1部）

(コ)法人登記簿謄本（1部）（発行日から3カ月以内のもの。）

※(ケ)、(コ)の資料の提出期日は審査結果通知にて最優秀事業者に知らせる。

(4) 応募書類の提出方法

上記(3)エの書類に必要な事項を記入のうえ、上記(3)ウの提出先に郵送により提出すること。 ※2024年9月13日（金）までの消印があるものを有効とする。

また、郵送と併せて、必ず、2024年9月13日（金）17時までに、電子メールで、応募書類のデータを送信すること。（送信先：insurance@WATokyo25.com）

折り返し、担当者から応募書類受領完了のメールを送信する。なお、翌営業日の10時までに、担当者からの応募書類受領完了のメールが届かなかった場合は、(3)ウの「応募書類の提出先」まで電子メールで連絡すること。

(5) 応募に係る費用の負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とする。

(6) 応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しない。

なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しない。

(8) 応募書類の不備

応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがある。

(9) 説明会

説明会は実施しない。

7 本公募に係る質問・回答

(1) 質問の受付期間

2024年8月26日(月)から2024年9月2日(月)17時まで

(2) 質問の提出方法

電子メールで受け付ける。(送信先: insurance@WATokyo25.com) 誤認防止のため、口頭、持参、電話、FAXによる質問は受け付けない。

※「件名」の始めに「【質問】「東京2025世界陸上 興行中止保険に関する設計と組成の一括発注についての幹事会社及び共同引受会社選定」の公募」と明記し、質問内容を「質問票」(様式3)に記載して添付すること。

※折り返し、担当者から質問票受領完了のメールを送信する。なお、翌営業日の10時までに、担当者からの質問票受領完了のメールが届かなかった場合は6(3)ウの「応募書類の申し込み先」まで電子メールで連絡すること。

(3) 回答の方法

質問への回答は、メール送信により行う。なお、質問回答を踏まえて、応募にあたり留意すべき事項がある場合は、2024年9月5日(木)までに当法人ホームページに掲載する。

(URL: <https://worldathletics.org/jp/competitions/world-athletics-championships/tokyo25/about-us/insurance>)

8 審査に係る事項

(1) 審査方法

ア 審査は下記(2)の審査基準に基づき、審査委員会にて書類審査を行う。(プレゼンテーション審査は行わない。)

イ 幹事会社として応募した場合の審査は下記(2)の審査基準に基づき、最優秀事業者1社を選定する。ただし、最高点の事業者が複数いる場合は、「3.大規模国際イベントの興行中止保険引受実績及び保険金支払実績」の審査項目の評価点が高い者を最優秀事業者とする。加えて、評価点が1000点中500点以下の事業者は最優秀事業者として選定しないこととする。

ウ 共同引受会社として応募した場合の審査方法は下記(2)の審査基準のうち1及び3の審査項目により審査を行い、優秀事業者の順位付けを行う。

エ 審査内容に係る質問や異議は一切受け付けない。

(2) 審査基準

審査項目	審査内容	配点
<p>1. 保険会社の経営状況</p> <p>①S&P</p> <p>②Moody's</p> <p>③R&I</p> <p>④JCR</p> <p>⑤異常危険準備金積立率 (異常危険準備金 ÷正味収入保険料)</p> <p>⑥ソルベンシー・マージン比率</p>	<p>○大規模国際イベントを引き受ける保険会社として経営、財務の健全性が適切に確保されていること。</p> <p>○巨大災害時にも十分な保険金支払余力を有し、迅速な保険金支払いが可能であること。</p> <p>※格付会社による格付けは応募書類提出日時点の格付け</p> <p>※異常危険準備金積立率、ソルベンシー・マージン比率は直近会計年度の数値</p>	300点
<p>2. 興行中止保険の引受体制</p> <p>①元受保険引受業務に係る体制</p> <p>②再保険手配業務に係る体制</p> <p>③損害査定業務に係る体制</p> <p>④(保険金支払の)即応体制</p> <p>⑤災害時等の事業継続体制</p>	<p>○大規模国際イベントにおける興行中止保険の引受実務を、提案者において完結して遂行できること。</p> <p>※上記保険の引受実務とは、元受保険引受業務、再保険手配業務、損害査定業務のことを指す。</p> <p>○元受保険引受業務、再保険手配業務、損害査定業務、保険金支払業務、災害時等の事業継続対策業務のそれぞれにおいて専門部署が設けられているか及び配置されている人員及び能力(経験等)は十分か。また、緊密な連携の取れる体制になっているか。</p>	350点
<p>3. 大規模国際イベントの興行中止保険引受実績及び保険金支払実績</p>	<p>○直近10年間で開催された大規模国際イベントにおける日本国内元受の興行中止保険・幹事引受実績があること。また、引受実績における保険金支払実績の有無と保険金支払実績がある場合における支払の即応性の事実</p> <p>※スポーツ大会の場合、国際総合スポーツ大会においては、多数の国と地域、選手・関係者等の参加が見込まれるもの。単一競技の大会にあっては、国際的な知名度等を有し、多数の選手・関係者等の参加が見込ま</p>	350点

	<p>れるもの。スポーツ大会以外については同様の特徴を有するもの。</p> <p>※ただし、日本国内のみのイベントや、小規模な国際イベントでは規模が異なり、ノウハウや経験が活かされない為、支払限度額が10億円以上の国際イベントを対象とする。</p> <p>※引受実績及び保険金支払実績の記載にあたっては、イベント名・時期・保険金支払限度額についても明示することが望ましい</p> <p>※保険金支払の即応性の事実は保険事故発生から保険金支払までに要した日数。</p> <p>○各ステークホルダー（国際団体等）との調整実績又は発注者が当該ステークホルダーと行う調整を支援した実績</p>	
合 計		1000 点

(2) 審査結果

- ア 審査結果は採否に関わらず、全応募事業者に通知する。
- イ 選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を当法人ホームページにおいて公表する。(URL : <https://worldathletics.org/jp/competitions/world-athletics-championships/tokyo25/about-us/insurance>)
 - (ア) 最優秀事業者（名称・評価点）
 - (イ) 全応募事業者の名称 ※50音順
 - (ウ) 全応募事業者の評価点 ※得点順（応募者が2者であった場合、次点者の得点は公表しない）
 - (エ) 最優秀事業者の選定理由 ※講評ポイント
 - (オ) 審査委員会委員の氏名及び選任理由

(4) 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、審査の対象から除外する。

- ア 審査委員会委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- イ 他の応募事業者との間で応募した内容又はその意思について相談を行うこと。
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の応募事業者に対して応募した内容を意図的に開示すること。
- エ 応募書類に虚偽の記載を行うこと。

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

9 その他

- (1) 応募にあたっては、本公募要領、その他別添の資料を熟読し遵守すること。
- (2) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）等を遵守すること。
- (3) 本公募に係る応募提案手続きについて当法人と参加者との間で用いる言語は、日本語とする。